



農業委員の新体制が令和6年7月15日からスタートしました。
3年間どうぞよろしくお願いいたします。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| P2 会長あいさつ | P6 農地の賃借方法が変わります！ |
| P3 農業委員名簿および担当地区 | P7 農作業の安全対策について |
| P4 農地パトロールを実施しています | P8 レシピ、農業者年金について |
| P5 やめよう！農地の違反転用、
相続登記の義務化 | |

農業委員会が新しい体制になりました！



会長就任のご挨拶

坂井市農業委員会

会長 三寺 総左エ門

この度、農業委員の任期満了に伴い、公募の後、議会の同意を得て市長に任命され、令和6年7月15日に新体制に変わりました。初総会において農業委員の皆様より信任をいただき会長に選任され、身の引き締まる思いがいたしております。改めまして農業委員の皆様をはじめ、関係各位からのご指導を賜り、微力ですが委員の皆様と力を合わせて本市農業の発展に取り組む所存です。

さて、皆様もご承知のとおり、農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足等により、遊休農地の増加や耕作放棄地の拡大等の問題が深刻化しております。

このような状況の中で、現在の坂井市農業委員会は総勢24名で、前期より5名増の体制となっております。また、新たに農業経営基盤強化促進法等の改正による地域農業のあり方や地域計画の策定、目標地図の素案づくりに各農業委員が参画いたします。

農業委員24名が市当局及び関係機関との連携のもと、地域農業発展のため、一致協力して活動してまいりますので、農業者の皆様をはじめ、関係者の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



福井県中山間農業・畜産課による
農業委員研修会の様子



初総会の様子

任期満了により退任された委員（50音順）

伊藤 美津雄 委員	大嶋 謙一 委員	木村 強 委員
末廣 秀夫 委員	田中 勇樹 委員	坪川 敏光 委員
林 亮介 委員	南出 直美 委員	森 勝義 委員

ご尽力いただき、誠にありがとうございました





農業委員名簿および担当地区

任期

令和6年7月15日～
令和9年7月14日

町名	農業委員名	役職	農業委員の担当地区（地係）
三国町	竹内 ゆかり		山岸、下野、西野中、横越、新保
	月 岡 透		黒目、米納津、沖野々
	大 嶋 裕 一	運営委員	殿島、楽円、川崎、油屋、石丸、池見、野中、玉江、西今市、藤沢、竹松
	寺嶋 太寿男		平山、池上、加戸、嵩、西谷、覚善、水居、中央一丁目～二丁目
	岡 直 毅	運営委員	安島、安島二丁目～四丁目、米ヶ脇、米ヶ脇一丁目～五丁目、宿、宿一丁目～三丁目、新宿一丁目～二丁目、青葉台、滝谷、滝谷一丁目～三丁目、つつしが丘、三国、三国東一丁目～七丁目、錦一丁目～四丁目、山王一丁目～六丁目、南本町一丁目～二丁目、北本町一丁目～二丁目、神明一丁目、神明三丁目、陣ヶ岡、運動公園三丁目、緑ヶ丘一丁目～五丁目、浜地、梶、崎
丸岡町	田中 慎一郎	運営委員	笹和田、舟寄、長崎、一本田、一本田中、北横地、南横地、四ッ屋
	塚 谷 英 則		赤坂、伏屋、三本木、与河、畑中、田屋、豊原、曾々木、内田、舩田、小黒、篠岡、石上、今町、愛宕、八ヶ郷、川上、山久保、女形谷、山竹田、山口、吉谷、上竹田
	中垣内 勇夫		磯部新保、羽崎、宇随、磯部福庄、熊堂、磯部島、四郎丸、今市、南今市、反保、八丁、上安田、安田新、下安田
	大 川 勝 利		儀岡、牛ヶ島、高瀬、豊原高瀬、筑後清水、四ッ柳、高田、油為頭、板倉、野中山王、東二ッ屋、上金屋、楽岡、為安、寄永、友末、坪ノ内、下久米田、上久米田、金元
	本 田 雄 揮	運営委員	東陽一丁目～二丁目、乾、上田町一丁目～二丁目、荒町、上田、下田、松川町、一本田福所、朝陽一丁目～二丁目、栄一丁目～二丁目、針ノ木一丁目、御幸一丁目、松川、松川一丁目～二丁目、城北一丁目～六丁目、柳町、霞町三丁目～四丁目、本町四丁目、谷町二丁目
	吉 田 清 憲		西瓜屋、西里丸岡、今福、ハッロ、高柳、吉政、寅国、猪爪、猪爪一丁目～七丁目、猪爪九丁目、大森、山崎三ヶ、末政、新岡、霞ヶ丘二丁目、里丸岡、里丸岡一丁目～三丁目
	宮崎 美恵子		宇田、玄女、千田、長畝、坪江、兼兼、堀水、里竹田
春江町	田 中 正 信	会長職務代理者	江留上、江留上緑、江留上大和、江留上旭、江留上中央、江留上昭和、為国、為国西の宮、為国中、為国平成、境、境上町、境元町、大針、沖布目、境為、いちい野、石仏、中筋、定重、寄安、正蓮花、中筋高田、中筋大手、中筋春日、中筋三ッ屋
	宮 田 啓 一		江留上錦、江留上新町、江留下高道、江留下、江留下屋敷、江留下相田、江留下宇和江、随応寺、随応寺中央、藤鷲塚、江留中
	牧 野 典 代		金剛寺、松木、本堂、西太郎丸、東太郎丸
	坪 田 信 次		千歩寺、西長田、中庄、井向、大牧、正善、布施田新、取次、姫王、上小森、下小森、堀越
	三寺 總左衛門	会 長	針原、石塚、安沢、田端、高江、辻、木部西方寺、定広
坂井町	木 村 公 明		宮領、田島、田島窪、長畑
	長谷川 喜道	運営委員	若宮、福島、徳分田、東長田、上新庄、新庄一丁目、新庄二丁目
	水 野 陽 一		長屋、河和田、御油田、五本、定旨、下新庄
	高 橋 正 晃		上関、下関、大味、東中野、東、西、蔵垣内
	高 嶋 俊 輔		上兵庫、下兵庫
	清 兼 義 靖	運営委員	折戸、木部新保、島、清永、今井、蛸、東荒井、高柳、木部東
中立委員	岡 村 素 子		担当区域なし

*中立委員：農業委員会への所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者。農業者以外。

農地パトロールを実施しています

農業委員会では、農地法第30条の規定により、遊休農地の実態把握と発生防止・解消等を目的に、毎年、農地パトロールを実施しています。

- ◆対象農地 市内全域の農地
- ◆調査期間 9月～11月
- ◆調査方法 地域の農業委員、農業委員会事務局の職員が、実際に農地に赴き調査
- ◆調査内容
 - ・遊休農地の実態把握
 - ・農地法の許可（届出）要件の確認
 - ・農業経営基盤促進法による利用権設定の確認
 - ・農地の違反転用の発生防止と早期発見等



調査にあたり、農地に立ち入ることやお話を伺う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査の結果、耕作されていない土地の所有者等の方に対し、今後、農地をどのように利用するのか、農地利用意向調査をさせていただく予定です。

●利用意向調査

〔農地所有者に対し、今後の農地利用の意向を調査〕

- ①自ら耕作
- ②農地中間管理事業を利用
- ③誰かに貸し付ける

利用意向調査の回答を基に、「農地のあっせん」や「農地利用調整」活動または、農業委員会から農地中間管理機構への通知を行います。

意向表明から6ヶ月後に、意向表明どおり利用されていない場合は、農地中間管理機構と協議するよう**勧告**を行います。

勧告が行われた場合は、固定資産税課税強化の対象となります。

遊休農地とは

- 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、今後とも農地の維持管理（草刈り、耕起など）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地
- 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地

農地を所有している方へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまいます。耕作できる状態に戻すのは、大変な手間と労力がかかります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、鳥獣等の温床となるだけでなく、粗大ごみや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭の発生源になるなど、近隣の農業者や周辺にお住まいの住民に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、草刈りや耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。



やめよう！農地の違反転用

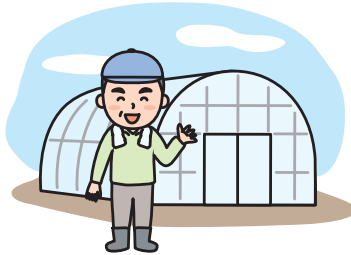
農地を農地以外に転用（用途変更）するには、自己所有であっても農地法等に基づく許可が必要です。農地転用を計画される際は、事前に農業委員会事務局へご相談の上、申請をお願いします。

※条件によっては許可できない場合があります。

※一時的に利用する場合も転用の許可が必要になります。



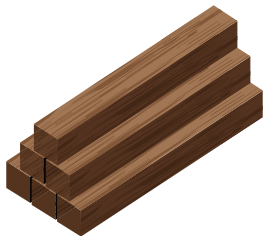
住宅を建てる時



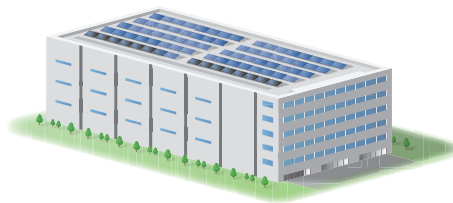
農業用施設や農業用ハウスを設置するとき（※注）



駐車場にする時



資材置場にする時



工場を建てる時



宅地造成する時

（※注）条件により許可不要場合があります。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

無断転用には厳しい罰則があります！

手続きをせずに無断で農地転用すると、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の措置命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、**3年以下の懲役** または **300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）** が科される場合があります。

相続登記が義務化されました（令和6年4月1日）

～なくそう所有者不明土地！～

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される場合があります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。不動産を相続したら、お早めに相続登記の申請をしましょう。

農地の賃借方法が変わります！

令和7年4月から農地の利用権設定等は地域計画に基づく農地中間管理事業の活用が基本となります

地域計画に基づく農地の利用権設定等を農地中間管理事業に一本化

令和7年4月以降に効力が発生する農地の賃借や売買等を行う場合は、①農地法に基づく許可を得るか、②農地中間管理機構を通す農地中間管理事業を活用するか、どちらかの手続きになります。



現在の基盤強化法による賃貸借の契約期間の延長や、売買・交換を行いたい場合には、令和6年12月までに下記の窓口まで申し出てください。

地域計画とは

目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするための計画です。農業者や地域の皆さんの話し合いにより、現状や課題を踏まえ、地域農業の将来のあり方や、おおむね10年後の目指すべき農地利用の姿を示した地図（目標地図）を定めます。

農地中間管理事業の活用にあたっては、地域計画の達成に資することが必要となります。

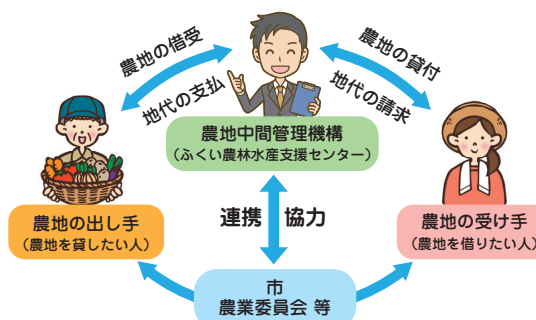


農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、農地の所有者（出し手）から、耕作者（受け手）に対して、農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）を通して農地の権利移動（賃借等）を行う事業です。

機構が仲介することで、出し手には受け手が耕作できなくなった場合のリスクを減らせる、受け手には複数の地代をまとめて機構に納付するだけで済むなどのメリットがあります。

農地を貸したい、借りたいとお考えの方は、下記の窓口へお問い合わせください。



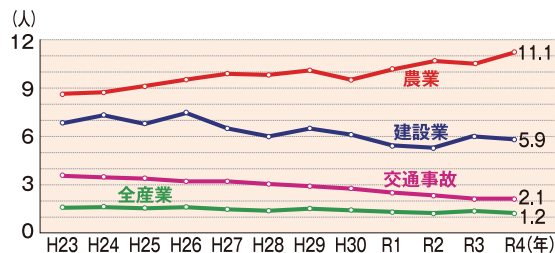
問合せ 農業再生協議会 TEL 0776-50-3150 FAX 0776-68-0440

農作業の安全対策を十分に行いましょう！

農機による死亡事故が多発しています！

農林水産省によると、年間約 250 人の方々が農作業中の事故で亡くなっています。これは、一般交通事故の約 5 倍、建設業の約 2 倍です！坂井市でも死亡事故が発生しています。事故を未然に防ぐために、機器や操作時の安全確認と予防対策をしましょう。

■10万人あたり事故死亡者数の推移



出典：死亡者数 農作業死亡事故調査(農林水産省)、死亡災害報告(厚生労働省)
 就業者 農林業センサス、農業構造動態調査(農林水産省)、労働力調査(総務省)
 令和5年中の交通事故死者数について(警察庁)

しめよう！ シートベルト！

自分の身を守るために
シートベルトや安全フ
レーム、安全キャブを
活用しましょう！



無人航空機による農薬散布は万全の対策を！

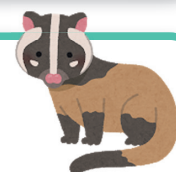
無人ヘリコプターやドローンの普及で、農薬散布が効率的に行われる一方、安全対策が強く求められます。飛行の際は、必ず届出を行うこと、実施前に周辺の状況や風向き・天候を十分に確認するほか、操縦者の技術が十分か、機械の状態に不具合がないかなどの事前確認も十分にを行ったうえで、飛行マニュアル・安全ガイドラインに従って実施しましょう。

有害鳥獣を近づけない環境をつくりましょう！

- 山林や田畑周辺に果実や野菜（^{ざんさ}残渣）を放置しないようにしましょう
- 山際や草木が繁茂した場所の草刈りを行い、見通しを良くしましょう
- 木になった柿・栗などはきちんと収穫しましょう



アライグマ



ハクビシン



イノシシ

読んでみませんか！農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。



◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 月 700 円（送料、税込み）

お申込み・お問い合わせは農業委員会事務局まで

トマトのキーマカレー

坂井市農業委員会 牧野 典代 委員

材料（4人分）

・ひき肉	300g
・玉ねぎ	1 個
・トマト	300g
・カレールー	3～4個
・にんにく	少々
・しょうが	少々
・卵	4 個
・パセリ	少々

作り方

- ① 玉ねぎをみじん切りにして炒め、ひき肉を加えてさらに炒める。
- ② トマトを角切りにして①に加え、にんにく、しょうがを加えてふたをして水分が出るまで煮る。
- ③ ②にカレールーを入れて煮込む。
- ④ フライパンで目玉焼きを作り、盛り付けてパセリをちらす。



終身年金で
安心！

農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

農業者なら誰でも入れる「終身年金」

●農業者年金の加入資格は 3 つだけ、農地の権利名義は不要

- ①年間 60 日以上農業に従事
- ② 65 歳未満（ただし、60 歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）
- ③国民年金第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）



●保険料の設定は自由、加入・脱退も自由

保険料は月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円の間で、千円単位で自由に決められ、いつでも見直しが可能です。

●「終身」で年金を受給でき、万が一の場合は死亡一時金も

農業者年金は「終身年金」のため、一生涯、年金を受け取ることができます。
また、万が一、80 歳前に死亡した場合は、死亡一時金が遺族に支給されます。

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。（月額 2 万円のうち最高 1 万円、通算で最大 216 万円の国庫補助があります。）

税制面で大きな優遇措置

- 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

詳しくは 農業者年金基金 <https://www.nounen.go.jp>